

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2015-509319
(P2015-509319A)

(43) 公表日 平成27年3月26日(2015.3.26)

テーマコード (参考)
5C164

審查請求 未請求 予備審查請求 未請求 (全 25 頁)

(21) 出願番号	特願2014-551276 (P2014-551276)
(86) (22) 出願日	平成24年12月27日 (2012.12.27)
(85) 翻訳文提出日	平成26年9月8日 (2014.9.8)
(86) 國際出願番号	PCT/US2012/071691
(87) 國際公開番号	W02013/103568
(87) 國際公開日	平成25年7月11日 (2013.7.11)
(31) 優先権主張番号	61/583, 601
(32) 優先日	平成24年1月5日 (2012.1.5)
(33) 優先権主張国	米国 (US)

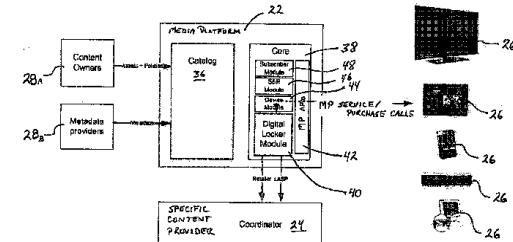
(71) 出願人 501263810
トムソン ライセンシング
Thomson Licensing
フランス国, 92130 イッシー レ
ムーリノー, ル ジヤンヌ ダルク,
1-5
1-5, rue Jeanne d' A
rc, 92130 ISSY LES
MOULINEAUX, France
(74) 代理人 110001243
特許業務法人 谷・阿部特許事務所
(72) 発明者 ジーン ヤン
アメリカ合衆国 90048 カリフォル
ニア州 ロサンゼルス ウエスト 4 ス
トリート 8323

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ビデオおよび／またはオーディオのオンデマンド資産を使用したメディアコンテンツ配信のための方法

(57) 【要約】

特定のコンテンツプロバイダのオンデマンド資産を使用した、メディアコンテンツ配信のための方法であって、ユーザのメディアプラットフォームを特定のコンテンツプロバイダに統合するステップを含む。この統合は、メディアプラットフォームのデジタルロッカーと、特定のコンテンツプロバイダのコーディネータとを介して確立される。確立されると、メディアプラットフォームのデジタルロッカーは、購入されたコンテンツの全ての権利情報を維持し、特定のコンテンツプロバイダを用いてそれらの権利の格納および維持も行い、特定のコンテンツプロバイダによる仲介を必ずしも必要とせずに、購入されたコンテンツがユーザに利用可能となる。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

特定のコンテンツプロバイダの資産を使用してコンテンツを配信するための方法であつて、

ユーザのメディアプラットフォームを特定のオンデマンドコンテンツプロバイダと統合するステップと、

前記ユーザのメディアプラットフォームを介して、前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダによりユーザアカウントを作成するステップと、

前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダに前記ユーザのメディアプラットフォームをリンクして関連付けるステップと、

ユーザのメディアプラットフォームを作動させるユーザ装置を介してオンデマンドコンテンツの取引を行うステップと、

購入したオンデマンドコンテンツの権利を前記メディアプラットフォームのデジタルロッカーに記録して掲示するステップと、

を含む、前記方法。

【請求項 2】

前記記録するステップが、前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのコーディネータに、購入したコンテンツの権利を記録して掲示するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記リンクして関連付けるステップが、前記ユーザのメディアプラットフォームを前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのコーディネータに関連付けるステップをさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項 4】

前記統合するステップが、前記メディアプラットフォームを前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのプロトコルに準拠するべく構成するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

前記構成するステップが、

コンテンツの権利をキャッシュする、

コンテンツの権利を検索してフィルタリングする、

I D マッピング / E I D R を実行する、

メディアプラットフォームを介して購入される全てのコンテンツについて、ユーザのメディアプラットフォームと、特定のコンテンツプロバイダのコーディネータと、に同時発生の権利を格納する、

というタスクを前記メディアプラットフォームのデジタルロッカーに実行可能にさせるステップをさらに含む、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記リンクするステップが、特定のユーザ装置を前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダに登録するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記統合するステップが、前記メディアプラットフォームおよび前記特定のコンテンツプロバイダについて、別個のアプリケーションプログラミングインターフェース (A P I) を確立するステップであつて、前記アプリケーションプログラミングインターフェースは前記メディアプラットフォームのコアの一部である、前記ステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記特定のコンテンツプロバイダについての前記別個のアプリケーションプログラミングインターフェースは、前記メディアプラットフォームのアプリケーションプログラミングインターフェースに埋め込まれ、かつ、前記メディアプラットフォームに対してメディ

10

20

30

40

50

アプラットフォーム装置および準拠する特定のコンテンツプロバイダ装置の両方と通信させるように構成される、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

コンピュータにより実行可能な命令を具体化して、装置へのオンデマンドコンテンツの配信をコントロールする方法のステップを実行する、非一時的なコンピュータ可読記憶媒体上に記憶されるコンピュータプログラムであって、前記方法のステップが

ユーザのメディアプラットフォームを特定のオンデマンドコンテンツプロバイダと統合するステップと、

前記ユーザのメディアプラットフォームを介して、前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダによりユーザアカウントを作成するステップと、

前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダに前記ユーザのメディアプラットフォームをリンクして関連付けるステップと、

ユーザのメディアプラットフォームを作動させるユーザ装置を介してオンデマンドコンテンツの取引を行うステップと、

購入したオンデマンドコンテンツの権利を前記メディアプラットフォームのデジタルロッカーに記録して掲示するステップと、

を含む、前記コンピュータプログラム。

【請求項 10】

前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのコーディネータに、購入したコンテンツの権利を記録して掲示するステップをさらに含む、請求項 9 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 11】

前記リンクして関連付けるステップが、前記ユーザのメディアプラットフォームを前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのコーディネータに関連付けるステップをさらに含む、請求項 9 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 12】

前記統合するステップが、前記メディアプラットフォームを前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダのプロトコルに準拠するべく構成するステップをさらに含む、請求項 9 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 13】

前記構成するステップが、
コンテンツの権利をキャッシュする、
コンテンツの権利を検索してフィルタリングする、
I D マッピング / E I D R を実行する、および
メディアプラットフォームを介して購入される全てのコンテンツについて、ユーザのメディアプラットフォームと、特定のコンテンツプロバイダのコーディネータと、に同時発生の権利を格納する、
というタスクを実行させるべく前記メディアプラットフォームのデジタルロッカーを構成するステップをさらに含む、請求項 12 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 14】

前記リンクするステップが、特定のユーザ装置を前記特定のオンデマンドコンテンツプロバイダに登録するステップをさらに含む、請求項 9 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 15】

前記統合するステップが、前記メディアプラットフォームおよび前記特定のコンテンツプロバイダについて、別個のアプリケーションプログラミングインターフェース (A P I) を確立するステップであって、前記アプリケーションプログラミングインターフェースは前記メディアプラットフォームのコアの一部である、前記ステップをさらに含む、請求項 9 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 16】

前記特定のコンテンツプロバイダについての前記別個のアプリケーションプログラミン

10

20

30

40

50

グインターフェースが、前記メディアプラットフォームのアプリケーションプログラミングインターフェースに埋め込まれ、かつ、前記メディアプラットフォームに対してメディアプラットフォーム装置および準拠する特定のコンテンツプロバイダ装置の両方と通信させるように構成される、請求項15に記載のコンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

(関連出願の相互参照)

本願は、2012年1月5日出願の「Ultravioletメディア資産を使用したコンテンツ配信システム」と題する米国U.S.仮出願第61/583,601号の優先権および利益を請求し、その全体が参照によりここに組み込まれる。

10

【0002】

本開示は、ビデオオンデマンド(video on demand: VOD)および/またはオーディオオンデマンド(audio on demand: AOD)のシステムなどのオンデマンドシステムに係わる。特に、エンドユーザへの配信のために、メディアサービスプラットフォーム(media service platform: MSP)またはメディアプラットフォーム(media platform: MP)において、ODコンテンツプロバイダに接続されていない時でも、オンデマンド(on demand: OD)コンテンツ/資産を実装するための方法および装置に係わる。

20

【背景技術】

【0003】

ビデオオンデマンド(VOD)またはオーディオオンデマンド(AOD)などのオンデマンド(OD)システムは、今日の世界においては一般的なものである。コンピュータ、タブレット、スマートフォン機器などによりODサービスを使用することが、一般に普及するようになり、ユーザは、ODサービスおよびその購入したコンテンツが当然いつでも利用可能であると考えることが多い。

【0004】

不都合なことに、ODサービス/購入コンテンツがユーザに常に利用可能であるという希望が、常に叶えられる訳ではない。これは、第一に、OD購入コンテンツにアクセスするためには、ユーザが、ODコンテンツプロバイダのアカウントを持っていなければならないだけでなく、これらのアカウントが、特定のユーザ、および/または、ユーザがODサービスアカウントを開設した際に登録した特定の装置、に紐付けされていることが多い、という事実に因る。この制限により、購入したコンテンツを閲覧、ダウンロードおよび/またはストリーミングするために、ユーザはODコンテンツプロバイダコーディネータに接続されることも要求される。

30

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明の一態様は、ユーザにコンテンツ配信システムを提供して、購入したコンテンツを、他のユーザおよび他の装置(すなわち、特定の登録済みユーザおよび/またはユーザの特定の登録済み装置ではない)と、ユーザに略透過的な様式で共有することを可能とするだけでなく、ODコンテンツプロバイダへの接続が可能でない場合でも、任意の場所の任意の装置からユーザがアクセスすることもできるようにすることである。

40

【0006】

一実装によると、特定のコンテンツプロバイダの資産を使用してコンテンツを配信するための方法には、ユーザのメディアプラットフォームを特定のオンデマンドコンテンツプロバイダと統合するステップが含まれる。統合されると、ユーザのメディアプラットフォームを介して、特定のオンデマンドコンテンツプロバイダによりユーザアカウントが作成される。ユーザのメディアプラットフォームは、特定のオンデマンドコンテンツプロバイダとリンクされかつ関連付けられ、オンデマンドコンテンツの取引を、ユーザのメディア

50

プラットフォームを作動させるユーザ装置を介して行うことができる。購入したオンデマンドコンテンツの権利が、メディアプラットフォームのデジタルロッカーに記録されかつ掲示される。

【図面の簡単な説明】

【0007】

本開示のこれらおよび他の態様、特徴および利点が、記載され、または、添付の図面と併せて読まれることによって、以下の好ましい実施形態の詳細な説明により明らかになるであろう。

【図1】本原理を適用することが可能な一例のビデオオンデマンド（VOD）システムのブロック図である。

【図2】本原理の一実装に従う、コンテンツを配信するべく構成されるメディアシステムプラットフォーム例のブロック図である。

【図3】本原理の一実装に従う、コンテンツプロバイダからコンテンツを配信するべく構成される、メディアシステムプラットフォームのブロック図である。

【図4】本原理の一実装に従う、エンドユーザにコンテンツを配信するための方法のフローチャートである。

【図5】本原理の別の実装に従う、コンテンツプロバイダからコンテンツを配信するべく構成される、メディアシステムプラットフォームのブロック図である。

【図6】本原理の別の実装に従う、コンテンツプロバイダからコンテンツを配信するべく構成される、メディアシステムプラットフォームのブロック図である。

【図7】本原理の一実装に従う、エンドユーザにコンテンツを配信するための方法のフローチャートである。

【図8】本原理の一実装に従う、エンドユーザにコンテンツを配信するための方法である。

【0008】

図面（複数可）が、本開示の概念を説明する目的のものであり、本開示を説明するための可能性のある唯一の構成（複数可）を必ずしも表しているわけではないことを理解すべきである。

【発明を実施するための形態】

【0009】

図示される要素が、ハードウェア、ソフトウェア、またはその組み合わせの種々の形式で実装されてよいことは理解すべきである。好ましくは、これらの要素は、プロセッサ、メモリ、および入出力インターフェースを含んでよい、1つまたは複数の適切にプログラミングされた汎用装置上で、ハードウェアおよびソフトウェアを組み合わせて実装される。本明細書において、「連結される」という表現は、1つまたは複数の仲介構成要素を介して直接または間接的に接続されることを意味する、と定義される。そのような仲介構成要素には、ハードウェアおよびソフトウェアに基づく構成要素が含まれてよい。

【0010】

本記載は、本開示の原理を説明する。従って、本開示の原理を具体化し、かつその精神および範囲に含まれる種々の構成は、本明細書には明示的に記載されずまたは示されないが、当業者には考案可能である、ことは理解されるであろう。

【0011】

本明細書において列挙される全ての例および条件付き文言は、発明者により技術の促進に対して提供される本開示の原理および概念を理解する際に読者の助けとなるべく教育的な目的が意図され、そのような特定的に列挙される例および条件に限定されないものとして解釈されるべきである。

【0012】

さらに、本開示の原理、態様および実施形態を列挙する本明細書における全ての記述、のみならず、その特定の例も、その構造的および機能的等価物を包含することが意図される。加えて、そのような等価物には、現在既知の等価物だけでなく、将来開発される等価

10

20

30

40

50

物、すなわち、構造に係わらず同一の機能を実行する任意の開発される要素、が含まれることが意図される。

【0013】

従って、例えば、本明細書において提示されるブロック図が本発明の原理を具体化する例示の回路の概念図を表す、ということが当業者により理解されるであろう。同様に、任意のフローチャート、フロー図、状態遷移図、疑似コードなどが、実質的にはコンピュータ可読媒体において表されてよい、かつ、コンピュータまたはプロセッサにより、そのようなコンピュータまたはプロセッサが明示的に示されているか否かに係わらず、そのように実行されてよい、種々の処理を表す、ということが理解されるであろう。

【0014】

図示される種々の要素の機能は、専用のハードウェア、および、適切なソフトウェアに関連してソフトウェアを実行可能なハードウェア、を使用することを通じて提供されてよい。プロセッサまたはコントローラにより提供される場合、機能は、単一の専用プロセッサにより、単一の共有プロセッサにより、または、いくつかが共有されてよい複数の個別プロセッサにより、提供されてよい。さらに、用語「プロセッサ」または「コントローラ」を明示的に使用することが、ソフトウェアを実行可能なハードウェアに排他的に言及することであるとは解釈されるべきではなく、デジタルシグナルプロセッサ (digital signal processor: DSP) ハードウェア、ソフトウェアを格納するためのROM (read only memory)、RAM (random access memory)、および、不揮発性記憶装置が、制限なく暗黙的に含まれてよい。

【0015】

他のハードウェア、すなわち従来のおよび／またはカスタムのハードウェア、も含まれてよい。同様に、図示される任意のスイッチは単に概念的なものである。その機能は、プログラム論理の演算を介して、専用論理を介して、プログラム制御と専用論理の相互作用を介して、または手動で、実行されてよく、特定の技術が、さらに特定的に文脈から理解されるように、実装者により選択可能である。

【0016】

本願の請求項において、指定される機能を実行する手段として表現される任意の要素は、その機能を実行する任意の方法を包含することが意図され、例えば、a) その機能を実行する回路要素の組み合わせ、または、b) 任意の形式のソフトウェアであって、従って、ファームウェア、マイクロコードなどが含まれ、そのソフトウェアを実行して機能を果たすための適切な回路と組み合わされるソフトウェア、が含まれる。そのような請求項により定義される本開示は、種々の列挙される手段により提供される機能性が、請求項が求める様式で組み合わされ、まとめられる、という事実において存する。従って、これらの機能性を提供することができる任意の手段は、本明細書に示されるものと等価であると見なされる。

【0017】

開示される実施形態は、オンデマンドコンテンツ、すなわち、ビデオおよび／またはオーディオコンテンツ、を配信するためのシステムおよび方法に係わる。図1は、コンテンツプロバイダ10、および、種々の異なるコンテンツ配信方法を含むオンデマンドネットワークの一例を示す。例として、これらの配信方法には、ユーザが、自分の選択した装置上でコンテンツを見るまたは聴く複数の装置12、インターネット上のストリーミングによりコンテンツが回収されるストリーミング14装置、ユーザが、選択した装置にコピーをダウンロードして、インターネット接続せずにコンテンツを見ることが可能となるダウンロード16、ユーザに対してオプションとして提供可能なディスクコピー18、および、家族の6人までが、オンデマンドコンテンツの1つのコレクションを使用することができる複数のアカウントメンバ20、を含むことができるが、明確にこれに限定されるわけではない。

【0018】

10

20

30

40

50

本発明と併せて使用可能なビデオオンデマンドまたはオーディオオンデマンドのコンテンツプロバイダ10の例は、例えば、iTUNES（登録商標）、AMAZON（登録商標）、ULTRAVIOLET（登録商標）、NETFLIX（登録商標）、などであつてよい。

【0019】

例として、本発明は、クラウドベースのコンテンツプロバイダの文脈で記載される。しかし、当業者は、本明細書に開示されるメディアプラットフォームの原理および概念が、そのようなクラウドベースのプロバイダに限定されず、かつ、任意のオンデマンドコンテンツプロバイダにより実装可能である、ことは理解するであろう。そのようなコンテンツプロバイダの一例が、ULTRAVIOLET（登録商標）であり、デジタルの家庭用娛樂コンテンツの消費者が、購入したコンテンツを複数のプラットフォームおよび装置を介してストリーミングおよびダウンロードすることを可能にする、デジタル著作権認証およびクラウドベース配給システムである。物理的なパッケージ化されたメディアおよびデジタルメディアの両方に対して、このコンテンツプロバイダが、「buy once, play anywhere（1度買って、どこででも再生）」というアプローチを順守し、ユーザが、デジタル購入証明を1つのアカウントの下で格納して、プラットフォームおよび販売場所に依存しないコンテンツの再生を可能にすることができる。

10

【0020】

一般的に言えば、オンデマンドコンテンツは、共通の暗号（common encryption：CENC）を使用して、CFF（Common File Format（共通ファイルフォーマット））でダウンロード（またはストリーミング）される。このフォーマットは、BASE ISO File Formatに基づくものであり、コードック、メディアフォーマット、DRM（Digital Rights Manager（デジタル著作権管理））、字幕などの一貫性のあるセットが、コンテンツプロバイダのエコシステム全体に渡って使用されることが確保される。コンテンツプロバイダからのどのタイトルもこのフォーマットで届けられるという事実に鑑みると、このコンテンツプロバイダのブランドの任意の装置上で概して再生が行われるであろう。

20

【0021】

さらなる例として、コンテンツプロバイダは、そのコンテンツプロバイダのブランドの全てのプレーヤーにおいて再生するべく、かつ、DEC（DEC）承認の全てのDRMと連携するべく設計されるCFF（common file format）を開発した、自らのデジタルエンターテインメントコンテンツエコシステム（Digital Entertainment Content Ecosystem：DEC）の組織を設置している。フォーマットは、MPEG、SMPTEその他の既存の規格に基づき、元はマイクロソフトのPIFF（Protected Interoperable File Format）仕様に由来する。その目的は、異なるプレーヤーの異なるファイル形式の問題を回避すること、および、プレーヤー間のファイルのコピーを可能にすることであった。

30

【0022】

当業者は、ファイルおよびプレーヤーについては3つのプロファイルがあることを理解するであろう。PD（portable definition）、SD（standard definition）、および、HD（high definition）である。PDプレーヤーはPDファイルのみを再生するが、SDプレーヤーは、PDおよびSDの両ファイルを再生し、HDプレーヤーは3つ全てを再生することができる。

40

【0023】

本原理の好ましい一実装によると、iTUNES（登録商標）、AMAZON（登録商標）、ULTRAVIOLET（登録商標）、NETFLIX（登録商標）などのサードパーティのオンデマンドコンテンツプロバイダと統合されるべく、かつ、それに100%準拠するべく構成される、オンデマンドコンテンツをエンドユーザに配信するためのメディアプラットフォームが提供される。このようにするために、種々の定義および特質が定められなければならない。

50

コンテンツプロバイダ権：これは、消費者が、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツに対して有する権利を表す。

コンテンツプロバイダコンテンツ：コンテンツプロバイダコンテンツは、コンテンツプロバイダのコーディネータにおいて利用可能にされたコンテンツに相当する。完全準拠のためには、コンテンツプロバイダコンテンツは、CFFの形式でLASPおよびDSPにより利用可能にされなければならない。

コンテンツプロバイダオファー：これは、コーディネータにおいて利用可能にされるコンテンツに対してリテラによりなされるオファーであり、コンテンツプロバイダのコーディネータに権利を格納するという約束である。

メディアプラットフォームオファー：このオファーは、標準的なコンテンツ向けのものとすることができます、権利は、特定のコンテンツプロバイダコーディネータには格納されない。

【0024】

図2は、本原理の一実装に従う、メディアプラットフォーム22のブロック図を示す。本図において、メディアプラットフォーム22は、特定のコンテンツプロバイダコーディネータ24および物理的装置26と一体化して示される。しかし、以下の記載から明らかのように、好ましい実装の一部、例えばコーディネータとの統合などは、メディアプラットフォーム22が本原理に従って動作するために必要な訳ではない。

【0025】

メディアプラットフォーム22には、コンテンツパブリッシャモジュール28、DSP (Download Service Provider (ダウンロードサービスプロバイダ)) モジュール30、LASP (Locker Access Streaming Provider (ロッカーアクセスストリーミングプロバイダ)) モジュール32、および、リテラモジュール34を含むいくつかの構成要素が含まれる。

【0026】

ダウンロードサービスプロバイダ(DSP)30は、ユーザの特定のコンテンツプロバイダプレーヤーにコンテンツを配信するためのサービスをリテラに提供する。DSP30は、ダウンロード、および、DRMのライセンスおよびドメインの管理を、コンテンツの管理および配信と共に、物理的装置26に提供する。

【0027】

ロッカーアクセスストリーミングプロバイダ(LASPすなわちストリーミングサービスプロバイダ)32、例えばCOMCAST(登録商標)など、はユーザのプレーヤー(すなわち、物理的装置26)にコンテンツをストリーミングするべく構成される。

【0028】

物理的装置26は、1つまたは複数のコンテンツプロバイダ互換プレーヤーであり、装置と称する場合が多い。これらの装置は、ウェブに接続されたテレビ、ブルーレイプレーヤー、携帯電話もしくはスマートフォンなどの物理的プレーヤー、または、PC、タブレットなどのオープンシステム上で作動するソフトウェアプレーヤー、とすることができます。いくつかの装置は、ユーザが、ウェブポータルまたはリテラもしくはLASPに行かずに、特定のコンテンツプロバイダにログインするための方法を提供することができるアクセスポータルとして構成されてよい。装置26には、装置(例えば、LASPクライアント、離散メディアクライアント、他のアプリケーション、ウェブブラウザなど)に特徴および/または機能性を与える製造者および/またはインストール済みのアプリケーションに応じた、種々のモジュールが含まれてよい。

【0029】

BEST BUY(登録商標)またはWAL-MART(登録商標)などのリテラ34は、コンテンツにアクセスする権利をユーザのデジタルロッカー内に置くことにより、コンテンツプロバイダのコンテンツをユーザに販売する。リテラは、オンラインまたは物理的な店舗で販売を行うことができる。リテラは、サービスのポイントまたは販売のポイント(レジが提示する)を提示(オファー)することができ、ここで、ユーザが、物

10

20

30

40

50

理的資産が購入品である時には特別な金銭を支払うことができることは理解されるであろう。このようにして、ユーザは、支払済みであれば、自分のデジタルロッカー（特定のコンテンツプロバイダに関連付けられる）に、自動的にデジタル形式の物理的資産が入れられる。そして、リテーラは、本発明のメディアプラットフォームおよび／またはコンテンツプロバイダの両方に、そのような情報を通信することができる。

【0030】

コンテンツプロバイダコーディネータ24は、各コンテンツプロバイダに固有のものであり、各コンテンツプロバイダにつき1つのみ存在する。コーディネータ24は、プロバイダのコンテンツおよびコンテンツプロバイダシステムのユーザについての情報を保持する中央情報センターである。コーディネータは、コンテンツの格納または配信はせず、コンテンツについておよび誰が何を所有するのかについての情報を格納するだけである。図示するように、コーディネータ24内にはいくつかのモジュールが存在し、コンテンツIDおよびメタデータのレジストリ、ユーザおよびアカウントの管理、DRMドメインマネージャ、装置管理、権利管理、ならびに、ユーザとノードの認証および権限付与のモジュールが含まれる。

10

【0031】

メディアプラットフォーム22内のコンテンツパブリッシャ28は、コンテンツプロバイダ（例えば、ハリウッドのスタジオ）が、コンテンツプロバイダが使用するためのコンテンツを発行した場所である。コンテンツパブリッシャ28は、コンテンツおよびメタデータの作成および識別、コンテンツのパッケージングおよび暗号化、ならびに、コンテンツおよびコンテンツ暗号鍵の配信、の責任を負う。

20

【0032】

図3、5および6は、本原理のメディアプラットフォーム22を統合して、メディアプラットフォームが特定のコンテンツプロバイダの仕様に準拠するようにするための段階的アプローチを表すブロック図を示す。一実装によると、メディアプラットフォームのデジタルロッカー40が拡張されて、特定のコンテンツプロバイダのコーディネータ24と統合または結合され、従って、ユーザは、特定のコンテンツプロバイダにより提供されるコンテンツへのアクセスを求めるときに、アクセスを求めるコンテンツが特定のコンテンツプロバイダにより提供されることをユーザが知っているか否かに係わらず、追加的な利益（例えば、処理速度、特別のオファーなど）を受けることができる。

30

【0033】

1つのアカウントについてユーザの数は1に限定されず、用途に応じて複数とすることができます（例えば、本原理のMP（メディアプラットフォーム）を利用すると、家族6人全員で1つのアカウントを共有できる）。

【0034】

図3、5および6は、本原理に従ってメディアプラットフォーム22を使用することができる種々の装置26を示す。各装置26には、好ましくはプロセッサまたはコントローラが、対応するメモリおよび／またはディスク記憶装置と共に含まれ、本原理に従ってメディアプラットフォームの動作を可能にする。そのような装置の例には、パーソナルコンピュータ、ラップトップ、タブレット、スマートフォン、ネットワークが使用可能なテレビ、セットトップボックス、および／または、何らかの表示スクリーンが統合されまたは取付けられた任意の他のネットワークが使用可能な装置がある。各例において、ユーザインターフェース（例えば、マウス、タッチスクリーン、リモートコントロールなど）がそれぞれの装置26に提供される。

40

【0035】

図3を参照すると、第1の段階のメディアプラットフォーム（MP）22と特定のコンテンツプロバイダのコーディネータ24との統合のアーキテクチャのブロック図が示される。この第1の段階は、メディアプラットフォーム22を、特定のコンテンツプロバイダ（specific content provider: SCP）（例えば、ULTRAVIOLET）に準拠可能にすることから成り、コンテンツオーナー28Aに代わって

50

、 M P 2 2 がコンテンツを S C P コーディネータ 2 4 にプッシュすることが可能にされ、また、ユーザが D E C E / 特定のコンテンツプロバイダアカウントを作成して、購入したコンテンツの権利を格納することが可能にされる。本明細書において使用されるとき、用語「特定のコンテンツプロバイダ(S C P)」および「他のコンテンツプロバイダ(c o n t e n t p r o v i d e r : C P)」は、 S C P と、 S C P のように M P とは統合されない他の C P との間を区別することを意図する。加えて、メディアプラットフォーム 2 2 では、ユーザが、自分の S C P アカウントを作成してメディアプラットフォームのアカウントに関連付けることが可能となる。当業者は、「コンテンツオーナー」 2 8 A が、本明細書において使用されるとき、コンテンツを作成かつ生成するスタジオを指し、「メタデータプロバイダ」 2 8 B が、他のソース(例えは、スタジオ以外)を指すことは理解するであろう。いくつかの例において、コンテンツプロバイダ(例えは、スタジオ)は、何らかのメタデータをコンテンツと共に提供する。以下で検討するように、本原理のメディアプラットフォーム 2 2 は、メタデータをコンテンツプロバイダ 2 8 a (例えは、メディアプラットフォームライセンスドコンテンツの) から受け取って使用することができ、一方で、他のリソース(すなわち、メタデータプロバイダ 2 8 B)からのメタデータを使用する能力を保持し、任意の追加的な情報、すなわち、現在のところメディアプラットフォーム 2 2 により使用許可を与えられていない他のコンテンツの情報を補償することができる。

10

【 0 0 3 6 】

好みの一実装によると、 M P 2 2 は、 S C P コンテンツおよび他の C P コンテンツの両方の取扱い、 S C P コーディネータ 2 4 への呼び出しのトリガーとなり、権利を格納する S C P コンテンツ(すなわち、特定のメタデータを有するオファー)の購入および再生、ならびに、他の C P コンテンツの購入および再生、を行うことができる。

20

【 0 0 3 7 】

一実装によると、メディアプラットフォーム(M P) 2 2 は、 M P が経時的に準拠するコンテンツのカタログであるカタログ 3 6 、および、 M P 2 2 の実装および所望の機能性を支援する種々のモジュールから成るコア 3 8 で構成される。コア 3 8 には、加入者モジュール 4 8 、検索・推奨(S & R)モジュール 4 6 、 M P が通信を行うよう構成された種々の装置 2 6 を識別するべく構成される装置モジュール 4 4 、および、特定のコンテンツプロバイダコーディネータ 2 4 との全ての相互作用および統合の責任を負うデジタルロッカー 4 0 、を含むことができる。デジタルロッカー 4 0 は、本明細書において検討される本原理に従って、 M P 2 2 を機能可能にするものである。加えて、コア 3 8 には、 M P が装置 2 6 とインターフェースし、サービス / 購入の呼び出しを取り扱うことを可能にする、 M P のアプリケーションプログラムインターフェース(a p p l i c a t i o n p r o g r a m i n t e r f a c e : A P I)が含まれる。カタログ 3 6 は、 M P 2 2 が購入したコンテンツ(例えは、メタデータ、関連画像、など)の詳細を格納する場所であり、開示される実装に従って、ユーザ向けの S C P オファーを追加するべくさらに構成される。一実装によると、 M P 2 2 は、「特集(f e a t u r e d)」、「お勧め(o u r p i c k s)」、「特別品(s p e c i a l d e a l)」などの特別なオファーをユーザに提供することができる。これらの新しいオファーは、他のオファーのように M P によって取り扱われるが、「異なるタイプの」オファー(すなわち、 S C P に由来しないオファーとは異なる)として指定される。

30

【 0 0 3 8 】

好みの一実装によると、デジタルロッカー(D i g i t a l L o c k e r : D L) 4 0 は、ユーザの購入したコンテンツに関連する権利を管理するべく構成される。従って、 D L 4 0 は、本開示に従って M P 2 2 を作動させる装置の動作の以下の領域、すなわち、 i) 権利およびステータス、 i i) 権利の制約とポリシー、 i i i) 装置、 i v) 暗号化とトーケン、 v) 購入型とコンテンツ型を含む取引、において実装される。

40

【 0 0 3 9 】

D L 4 0 のこれらの機能の結果、 D L 4 0 は、上記で触れたような M P 2 0 の種々のモ

50

ジユールとインターフェースも行う。例として、これらのモジュールには、i) ライセンスの配信と管理のためのDRM、ii) ポリシー管理、iii) アカウント管理、iv) 装置管理、v) 再生、ストリーミング管理およびダウンロード管理、vi) コンテンツ管理システム(Content Management System: CMS)、vii) オファー管理、viii) S&R、ix) SCPコーディネータ、およびx) CSR、が含まれる。

【0040】

以下に記載するように、本開示のMP22を、一旦特定のコンテンツプロバイダSCPに統合された後、どのように使用するのかに関して、多くの異なる「使用」シナリオが存在する。これらのシナリオには、例えば、SCPを用いてアカウントを作成し、アカウントをリンクさせ、リテーラまたはSCPからダウンロードまたはストリーミングするためにコンテンツを購入すること、購入したコンテンツを1つまたは他の装置で再生すること、アカウントをアンリンクすること、などが含まれる。これらの検討を進めるために、デジタルロックー(DL)40が、MPの種々のモジュールをインターフェースすること、および、APIを使用して、ユーザ装置を管理しユーザ装置と通信すること(コンテンツプロバイダ固有であるか否かに係わらず)、により種々の「使用」シナリオを有効にするということは理解されたい。上記で述べたように、本実装にはいくつかの「使用」事例が存在し、これらについて、追加の図面を参照して以下で説明する。

10

【0041】

図4を参照すると、本原理の実装の第1の段階に従う、アカウントを作成するステップ、および権利を追加して検査するステップの方法60の全体が示される。最初に、ユーザが自分のMP22を利用してオンラインリテーラに進み、そのコンテンツカタログを閲覧し、最終的に購入するコンテンツを選択する62。コンテンツが選択されると、ユーザは次に、「新しいアカウントの作成」をしてSCPにリンクするようプロンプトされる(64)。ここで、ユーザが「新しいアカウントの作成」を選択すると、リテールアカウント作成フォームが提示される。ユーザは、決済情報を含む自分の認証情報を入力して、「リテールアカウントの作成」を選択する。この時点で、ユーザには、作成したばかりのリテールアカウントから自分の名前および他の情報が自動入力されたDECアカウント作成フォームが提示される。いくつかの実装において、ユーザは、ODプロバイダの必要条件に応じた別の認証情報の入力がプロンプトされてもよい。この時点で、自動入力された認証情報が表示されると(また、任意の他の必要とされる認証情報が提供されると)、ユーザは「DECアカウントの作成」を選択する。そして、DECアカウントは、ユーザのリテールアカウントに自動的に関連付けされる。

20

30

【0042】

次に、ユーザは、コンテンツの再生時に、登録の問い合わせに対して「はい」を選択して自分の装置を登録するようプロンプトされ66、ユーザの特定の装置がユーザのアカウントに追加される。

【0043】

購入が完了すると、購入したコンテンツの権利が、ユーザのデジタルロックー40と、特定の(オンデマンド)コンテンツプロバイダのコーディネータ24との両方に記録/掲示される(68)。

40

【0044】

リテーラアカウントを既に開設しているユーザは、リテーラのウェブサイト上でコンテンツを閲覧して、好みのコンテンツを選択することができ、かつ、自分のリテーラアカウント認証情報を入力してあれば、購入したコンテンツおよびその権利は、関連する権利をユーザのデジタルロックー40およびSCPコーディネータ24に再度記録することにより、自分のアカウントで利用可能になる。

【0045】

ユーザが、自分が権利を購入したコンテンツ(それらの権利がSCPまたは他のコンテンツプロバイダに由来するものであろうとなかろうと)を、自分のMP(LASP)を作

50

動させている自分の装置にストリーミングすることを求める場合、ユーザは、自分のリテラアカウント認証情報を入力し、リテラのウェブサイト上でコンテンツを閲覧し、再生するコンテンツを選択して、そして、権利がユーザのデジタルロッカー 40 および / または S C P コーディネータ 24 において利用可能であると想定されて、コンテンツが再生される（すなわち、ストリーミングされる）。

【 0 0 4 6 】

ユーザがコンテンツの再生を選択すると、M P はデジタルロッカー 40 に権利の妥当性確認を問い合わせる。権利の妥当性確認には、例えば、購入の型（例えば、V O D、E S T）、メディアの型（例えば、S D、H D）、装置の型およびポリシー（例えば、ウインドウズ（登録商標）、ストリーミングの制約など）が含まれてよい。M P が権利の妥当性を確認すると、デジタルロッカーは、D R M システム（例えば、W i d e v i n e または P l a y R e a d y ）と通信して、ライセンシング配信を要求する。成功すると、デジタルロッカーはライセンスキーおよびセッション情報を格納する。

10

【 0 0 4 7 】

一実装によると、先の妥当性確認に基づき、コンテンツ配信ネットワーク（c o n t e n t _ d e l i v e r y _ n e t w o r k : C D N ）への要求が送信され、それに対してトークン化されたU R L が、先に妥当性確認された権利の情報（例えば、装置の型、メディアの型など）に基づき再生のためにユーザに提供される。U R L が提供されると、再生が許可される。

20

【 0 0 4 8 】

再生中、デジタルロッカーは、セッション情報の格納も行い、セッション情報には、例えば、i) 再生セッション（例えば、ビューワーイングウインドウ、再生位置など）、i i) D R M キーセッション、i i i) ポリシー情報（例えば、現在の装置、ストリーミング / ダウンロードの制限など）、が含まれる。

【 0 0 4 9 】

ユーザが、自分が権利を有するコンテンツ（それらの権利がS C P または他のコンテンツプロバイダに由来するものであろうとなかろうと）を、M P (D P S) を作動させて自分の装置にダウンロードすることを求める場合、ユーザは、自分のリテラアカウント認証情報を入力して、リテラのウェブサイト上でコンテンツを閲覧して、ダウンロードするコンテンツを選択する。ダウンロードしたコンテンツおよびその権利は、ユーザのアカウントで利用可能であり（すなわち、権利がユーザのデジタルロッカー 40 に記録される）、S C P コーディネータ 24 において利用可能である。そして、ユーザは、ローカルに自分の装置 26 上で、コンテンツを再生することができる。

30

【 0 0 5 0 】

上記で触れたように、デジタルロッカー 40 は、ユーザがS C P (オンデマンド - O D) コーディネータ 24 と統合するためのソースであり、ユーザが権利を既に購入済みのコンテンツにアクセス可能であるための（M P 22 内の）機構である。デジタルロッカー 40 は、権利をキャッシュする、権利を検索してフィルタリングする、I D マッピング / E I D R (E n t e r t a i n m e n t I d e n t i f i e r R e g i s t r y) を実行する、ならびに、メディアプラットフォーム 22 と、特定のコンテンツプロバイダから購入されたコンテンツの特定のコンテンツプロバイダコーディネータ 24 と、に同時発生の権利を格納する、ように構成されることにより、S C P と統合される。

40

【 0 0 5 1 】

従って、自分のアカウントにログインしたユーザは、自分のデジタルロッカー内に有する権利を、アカウントダッシュボードユーザインターフェース（u s e r _ i n t e r f a c e : U I ）、または、ユーザに自分のアカウント内で提供される他のG U I を介して閲覧することができる。ユーザが自分のアカウント認証情報を入力すると、例えば、「権利のロッカーを閲覧する」およびそのアカウントで購入された全てのコンテンツのリスト化、などのオプションを選択することができ、それを購入したかもしれない、アカウント上の認証されたユーザのうちの誰であるかに係わらない。例として、ユーザがU I を介し

50

てログインすると、SCPについてタブが与えられてよく、ユーザは、そこにデジタルロッカー内の全ての所有するコンテンツ（すなわち、SCPを介して購入された）を表示することができ、一方で、U1内の他のタブには、メディアプラットフォーム22を介して購入されたコンテンツ（SCPおよび他のCP両方のコンテンツであってよい）が含まれる。この時点で、ユーザは、コンテンツを選択すること、および、使用中のブラウジング装置に対してダウンロードの要求を開始することができる。あるいは、ユーザは、購入した、メディアプラットフォーム22において利用可能なコンテンツをストリーミングおよび/またはダウンロードしてもよい。

【0052】

ユーザが、何らかの理由で、自分のアカウントを削除したい場合、ユーザは、単に、ウェブポータル、リテーラまたはLASPにおける、アクセス可能なアカウントダッシュボードGUIに進み、自分の認証情報を入力し、「DELETEアカウントの削除」を選択し、アカウントの削除を確認する。一旦削除されると、アカウントの全てのメンバーが、そのアカウントに対して、購入したコンテンツのストリーミングまたはダウンロードができないくなる。

【0053】

図5を参照すると、第2の段階のメディアプラットフォーム（MP）22と特定のコンテンツプロバイダのコーディネータ24との統合のアーキテクチャのブロック図が示される。この第2の段階は、コンテンツ発行の役割を実装すること、および、APIに対面するLASPおよびDSPのクライアントを実装すること、から成り、これにより、他の互換性のあるアプリケーションがMP22を使用できるようになる。

【0054】

図5から明らかなように、API42は統合されたもので、CPAPI42BがMPAPI42Aに統合される。MPAPI42Aでは、全てのMPのサービスと購入の呼び出しを扱い、一方、CPAPI42Bは、MP呼び出しに埋め込まれる全てのSCP呼び出しを扱うべく構成される。図示されるように、MPAPI42はコア38の一部であり、デジタルロッカー40と統合される。加えて、装置26は、MP装置26AとSCP装置26Bとに分離することができる。好ましい一実装によると、全ての装置26をMP装置とすることができますが、ここでは分離されて、本明細書においては、MP装置26Aのうち、いくつかをSCP認証および/または準拠装置26Bとすることができると考えられることが示される。

【0055】

第1の段階の実装のように、本第2の段階の実装に関連するいくつかの「使用」事例が存在し、例示動作の目的でこれらについて以下で説明する。

【0056】

まず、コンテンツオーナーは、前は実行することができなかった種々の機能を実行することができるようになる。例として、MPのユーザがコンテンツを購入した後、コンテンツオーナー28Aは、MP22を介して、コンテンツの追加、コンテンツの更新、または、SCPコーディネータ24からのコンテンツの削除ができる。

【0057】

コンテンツの追加のために、コンテンツオーナー28Aは、資産およびポリシーの情報をMP22に提供し、MP22は（メタデータプロバイダ28bからの）メタデータを変換し、SCPコーディネータ24と通信して新しいSCPコンテンツを追加する。SCPコーディネータ24におけるコンテンツの更新のために、コンテンツオーナー28Aは、MP22に異なるメタデータを提供する。MP22はメタデータを変換し、SCPコーディネータ24と通信してSCPコンテンツを更新する。コンテンツの削除のために、MP22には、削除するコンテンツのリストを含むメタデータが提供される。MP22はメタデータを変換し、SCPコーディネータと通信してSCPコンテンツを削除する。

【0058】

別の使用シナリオでは、リテーラが、どの新しいタイトル、装置およびプロモーション

10

20

30

40

50

が利用可能であるのかを示す RSS フィードを提供することができる。こうするためには、ユーザは、どの新しいコンテンツが利用可能であるのかを求めてリテラリッヂサイトサマリ (Retailers Rich Site Summary : RSS) フィードに登録する。そして、ユーザには、購入可能なコンテンツをリテラが持っていることが自動的に通知される。例として、本通知は、電子メール、または UI のフロントページ通知の形式をとることができる。ユーザは、コンテンツを選択し、リテラの購入サイトに自動的に移動させられる。選択されたコンテンツは、ユーザのショッピングカート内に置かれ、ユーザは、単に「今買う」を選択すればよく、取引が完了し、コンテンツがユーザの装置にダウンロードされる。

【0059】

別の使用シナリオでは、ユーザは自分のコンテンツを DEC E サービスから、準拠したストリーミングサービスを介して、準拠したストリーミング装置にストリーミングする。ここで、受信装置は、セットトップボックス (set top box : STB)、ウェブブラウザを備える PC、タブレット、スマートフォン、またはストリーミング装置の要件に準拠した任意の自律装置、であってもよい。例として、ユーザは、自分のストリーミングサービスプロバイダに (すなわち、自分の DEC E アカウントを介して SCP に) 接続して、それを用いて認証を行う。ユーザは「DEC E コンテンツを閲覧する」を選択し、自分の認証情報を用いて自分のアカウントにサインインする。ユーザ装置のブラウザを使用して、ユーザはアカウントから映画を選択し、「今視聴する」を選択し (ただし、ここでユーザは、取引の完了を要求されるかもしれない、これは、選択的に LASP により定義される)、映画を視聴する。

【0060】

別の使用シナリオには、ユーザが、自分のアカウントの任意の装置上で再生可能であるが、その装置上で一度に1回のみ再生可能である映画を購入する (本例では、実際は借りる) というものがある。ここで、ユーザは、購入用のタイトルを閲覧して選択し、自分の認証情報を入力し、自分のアカウントの装置 26a に映画をダウンロードする。ユーザは、複数の自分の装置 26a の間でコンテンツを移動させることができるが、コンテンツは1つの装置上で一度に1回再生できるだけである。時間が来て借りたコンテンツの権利が失効寸前になると、デジタルロッカー 40 は、MP ユーザにそれぞれの API を介して、タイトルの有効期限が切れてしまうことを示す。そして、ユーザは、貸出期間を更新もしくは延長すること、または、タイトルを無効にすることができます。

【0061】

ユーザが、アクセス可能なアカウントダッシュボードに進むために装置を恒久的に追加したい場合、ユーザは、ログインして「マイ DEC E アカウント」などのオプションを選択し、自分の認証情報を入力する。ユーザは、「追加」の装置を選択し、ここで、新しい装置が認証済み装置 26a のリストに追加される。ユーザは、この新規に追加された装置に、どのようにでもラベル付けすることができる。

【0062】

ユーザが、自分のアカウントに装置を (例えば、友人の家で) 一時的に追加したい場合、ユーザは、これを、特定のコンテンツプロバイダ ID の装置 (例えば、CP 装置 26b) を使用することによって、行うことができる。ユーザは、DSP を使用して友人の装置上でファイルを再生することにより装置を追加する。ここで、DSP は、友人の装置を検査し、ユーザのアカウントには無いことを確認し、次にユーザは、特定のコンテンツプロバイダのポータルを介して装置を追加することができる。あるいは、ユーザは、自分の友人を自分のアカウントに追加することができるが、友人がユーザと同じ権利を有することになる。

【0063】

アカウントを除去するには、ユーザは、「この装置を除去する」をその装置上で選択する。この情報が、CP コーディネータ 24 に通信され、装置がそのアカウントから除去され、そのアカウントに関連するいずれのコンテンツもその装置上では再生できなくなる。

10

20

30

40

50

【0064】

図6を参照すると、第3の段階のメディアプラットフォーム(MP)22と特定のコンテンツプロバイダのコーディネータ24との統合のアーキテクチャのブロック図が示される。この第3の段階は、メディアプラットフォーム22を特定のコンテンツプロバイダ(SCP)に準拠させることにより、統合を終了させることから成る。本質的に、メディアプラットフォーム22は、CFF準拠プレーヤーを統合し、SCPコンテンツを購入および管理する特定のコンテンツプロバイダのサービスを呼び出す。図6から明らかのように、MP API 42Aは、MP装置26aおよびCP装置26bの両方に対する全てのSCP呼び出しを扱うべくさらに構成される。この場合、MP装置26AまたはCP装置26Bのどちらかに対する全てのMP呼び出しが、SCP呼び出しと共に埋め込まれる。

10

【0065】

本実装を用いて、ユーザは、コンテンツをMP22サービス(特定のコンテンツプロバイダに準拠する)から、MPアプリケーション42A(これも特定のコンテンツプロバイダに準拠する)に、そして最終的には自分の装置にストリーミングすることができる。加えて、ユーザは、自分のコンテンツをMP22(特定のコンテンツプロバイダに準拠する)から、MP API 42A(これも特定のコンテンツプロバイダに準拠する)にダウンロードすること、および、同様のコンテンツそれを各装置26aで閲覧することができる。

20

【0066】

図7は、上述の実装に従う、コンテンツ配信の方法70の概要を提供する。上述のようにユーザが特定のコンテンツプロバイダと統合されるメディアプラットフォームを持つと、ユーザは最初に、自分のメディアプラットフォーム(72)を使用して、特定のコンテンツプロバイダ(SCP)からオンデマンド(OD)ライブラリにアクセスする。メディアプラットフォームは、タイトル、権利、トークンなどを含む情報を特定のODコンテンツプロバイダのコーディネータ(74)から回収する。次に、タイトルが、ユーザのメディアプラットフォームを介して購入されたかどうかについて、判定76がなされる。「はい」の場合、このタイトルは既にユーザのカタログ36に含まれており、最小量のメタデータがODコンテンツプロバイダから回収され(28B)、ユーザに対して表示される(78)。タイトルがユーザのメディアプラットフォーム(例えば、異なるコンテンツプロバイダまたはリテラ)を介して購入されていない場合、タイトルがまだユーザのMPカタログ36内にあるかどうか(すなわち、権利がまだ利用可能であるかどうか)について、判定がなされる。「はい」の場合、再度、最小量のメタデータがODコンテンツプロバイダから回収され(28B)、ユーザに対して表示される(78)。タイトルがユーザのMPカタログ内に無い場合、タイトルIDがメディアプラットフォームシステムとマッチングされ、メタデータがコーディネータから直接回収される(82)。コンテンツは、メディアプラットフォームアプリケーション(複数可)42Aを介してユーザに対して表示される84。

30

【0067】

図8は、特定のコンテンツプロバイダ(SCP)に接続されていないときでも、ユーザにコンテンツを配信する方法90を示す。本例において、ユーザが、特定のオンデマンドコンテンツプロバイダとの自分のMPアカウントをリンク解除する92。ここで、特定のコンテンツプロバイダのコーディネータ24は、もはやユーザには利用(すなわち、ユーザのメディアプラットフォーム22を介した利用)が可能ではない94。しかし、先に購入されたオンデマンドコンテンツは、ユーザにはまだ見ることができ96、これは、その権利がユーザのデジタルロッカー40に格納されているためである。ユーザのMP22を介して購入されたコンテンツについては、このコンテンツがユーザのカタログ36に格納され、その権利がまだデジタルロッカー40に格納されており、そのため、ユーザは、先に購入したタイトルをまだ見ることができ、かつ、そのようなコンテンツを直接自分の装置にストリーミングすることができる。

40

【0068】

50

理解されるように、M P 2 2 のデジタルロッカー 4 0 は、購入、購入したコンテンツの再生および管理、のユーザの能力に関する事象のほとんどを扱う。さらなる例として、デジタルロッカー 4 0 は、以下の態様を扱う責任を負う。A) コンテンツ管理システム (C M S)、例えば、購入したコンテンツに対する任意のさらなる更新が、しかるべき D L 情報に影響を与える、B) ポリシー、例えば、購入したコンテンツに対する任意のさらなる更新 (ポリシーに関する) が、しかるべき D L 情報に影響を与える、C) D R M 、例えば、D R M システムに対する任意のさらなる更新が、しかるべき D L 情報に影響を与える、D) S & R 、例えば、D L に記録される情報に基づき、さらなる推奨および個人用のコンテンツリストをユーザに提供することができる、E) C S R - D L 情報に基づく顧客サービス、例えば、C S R は、装置管理、アカウント管理、返金などの何らかの C S R 活動を実行する。そのため、コンテンツに関する任意の C S R 活動が、D L に戻って権利に影響を与える。

10

【 0 0 6 9 】

本原理のこれらおよび他の特徴および利点が、本明細書の技術に基づく関連する技術において通常の技術を有する者により容易に解明されるであろう。本原理の技術が、ハードウェア、ソフトウェア、ファームウェア、専用のプロセッサ、またはそれらの組み合わせ、の種々の形式で実装されてよいことは理解すべきである。

20

【 0 0 7 0 】

最も好ましくは、本原理の技術は、ハードウェアとソフトウェアの組み合わせとして実装される。さらに、ソフトウェアは、プログラム記憶装置上に実体的に具体化されるアプリケーションプログラムとして実装されてよい。アプリケーションプログラムは、任意の適切なアーキテクチャを備える機械に対して、アップロードされてよく、かつ、該機械により実行されてよい。好ましくは、機械は、1つまたは複数の中央処理装置 (「 central processing unit : C P U 」) 、 R A M (r a n d o m a c c e s s m e m o r y) 、および入出力 (「 I / O 」) インターフェースなどのハードウェアを有するコンピュータプラットフォーム上に実装される。コンピュータプラットフォームにはまた、オペレーティングシステムおよびマイクロ命令コードが含まれてよい。本明細書に記載される種々の処理および機能は、マイクロ命令コードの一部、または、アプリケーションプログラムの一部のどちらであってもよく、その任意の組み合わせであってもよく、それらは C P U により実行されてよい。加えて、追加的なデータ記憶装置およびプリントユニットなどの種々の他の周辺ユニットが、コンピュータプラットフォームに接続されてよい。

30

【 0 0 7 1 】

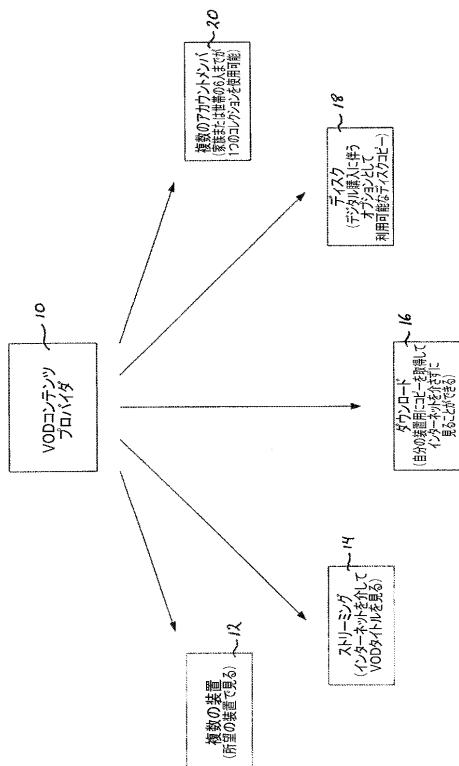
さらに理解すべきは、添付の図面に描かれるシステムコンポーネントおよび方法のうちのいくつかが、好ましくはソフトウェアにおいて実装されるため、システムコンポーネント間の実際の接続、または、処理機能ブロックが、本原理がプログラム化される様式に応じて異なってよい。本明細書における技術を前提とすると、関連する技術において通常の技術を有する者は、本原理のこれらおよび同様の実装または構成を検討することができるであろう。

40

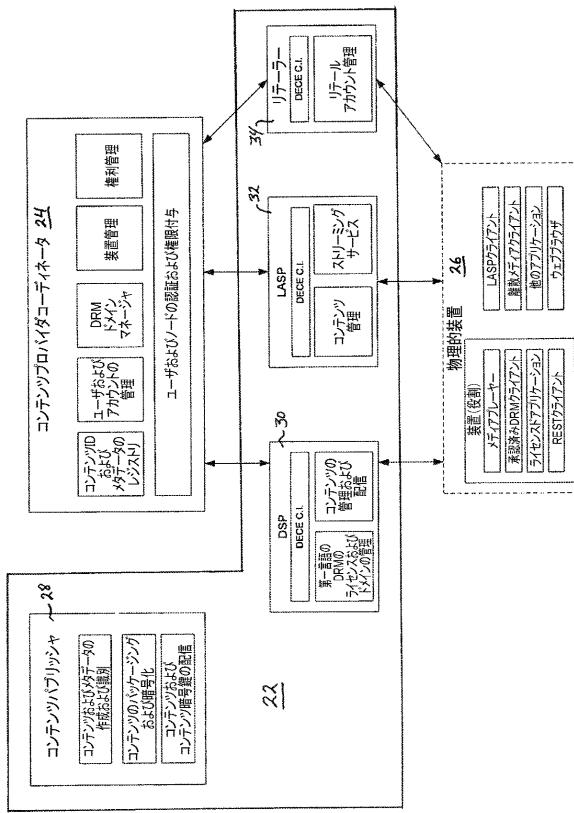
【 0 0 7 2 】

本開示の技術を組み込む実施形態が本明細書において詳細に示されかつ記載されたが、当業者は、これらの技術をさらに組み込む、多くの他の変形実施形態を容易に考案することができる。特定のコンテンツプロバイダのオンデマンド資産を使用した、メディアコンテンツ配信のための方法および装置の好ましい実施形態を記載したが (制限ではなく例示が意図される) 、修正および変形が、上記の技術に照らして当業者により可能であることは留意されたい。従って、添付の請求項において概説されるような開示の範囲内にある、開示された開示の特定の実施形態において、変更がなされてよいことは理解されるであろう。

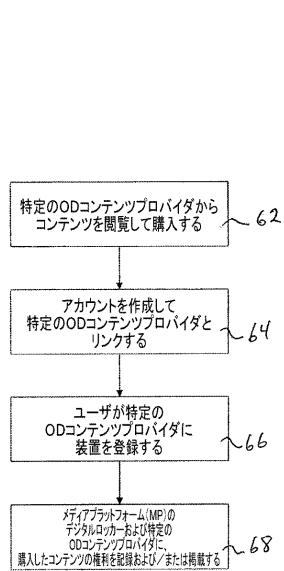
【図1】



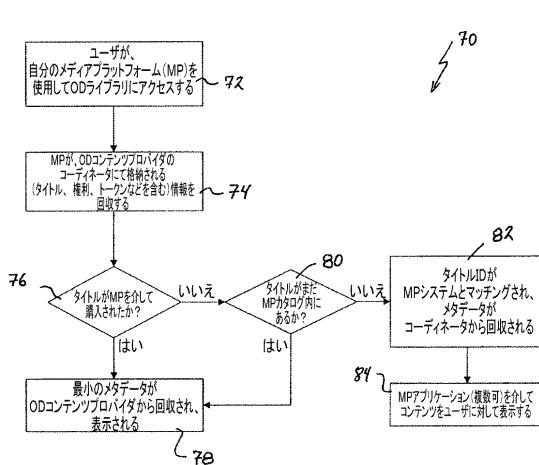
【図2】



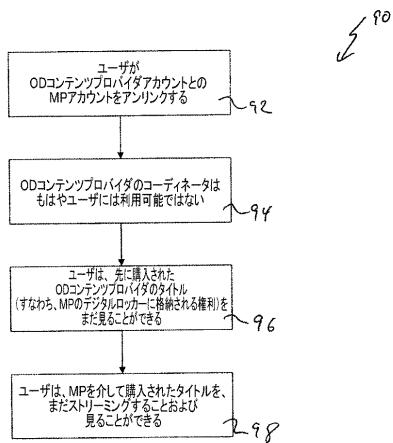
【図4】



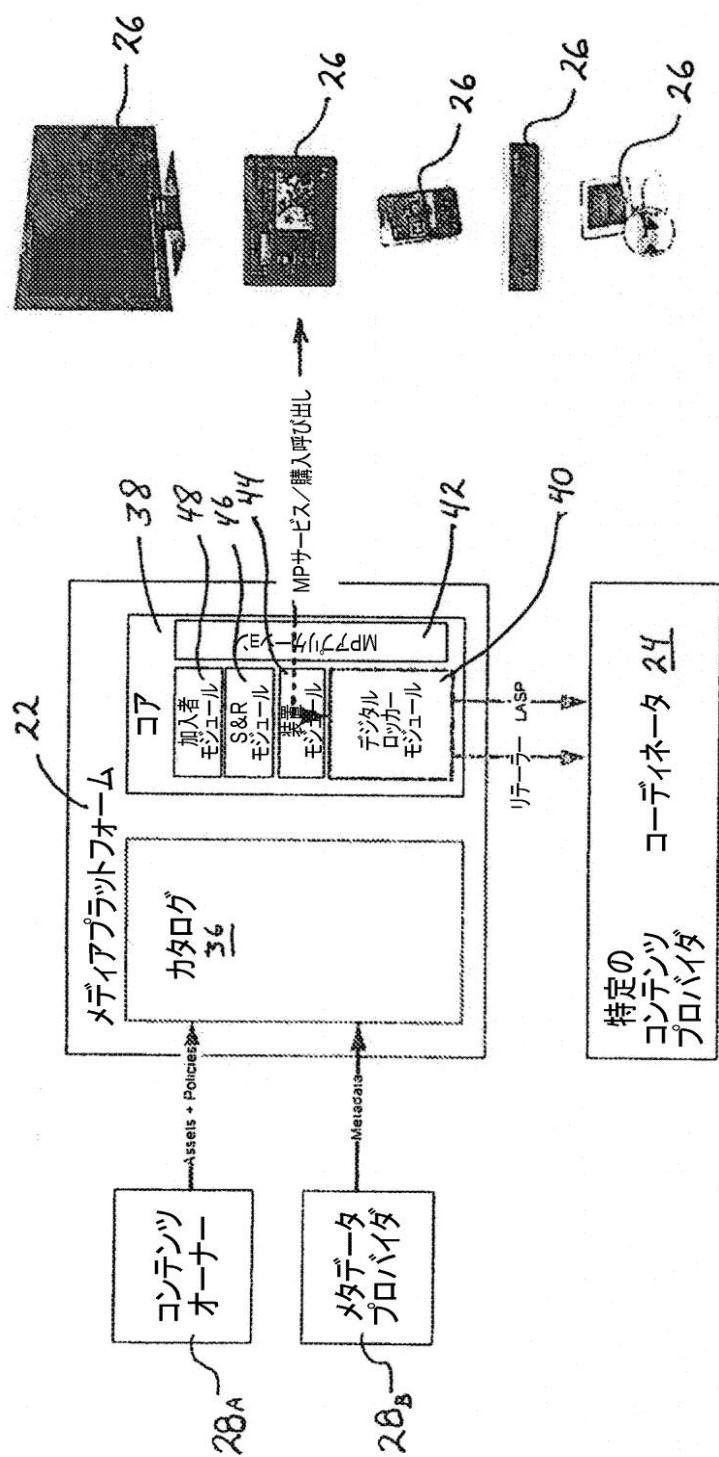
【図7】



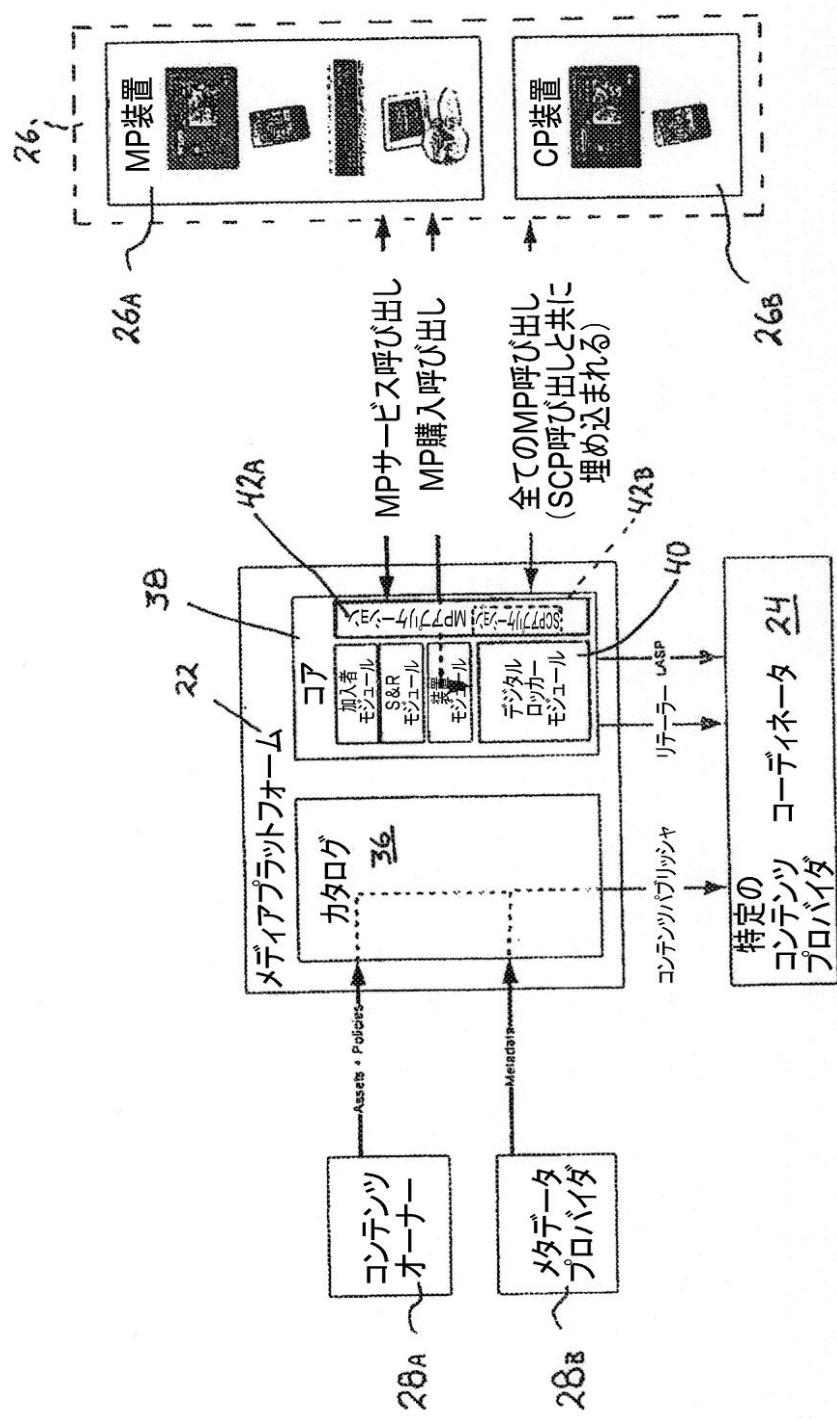
【図8】



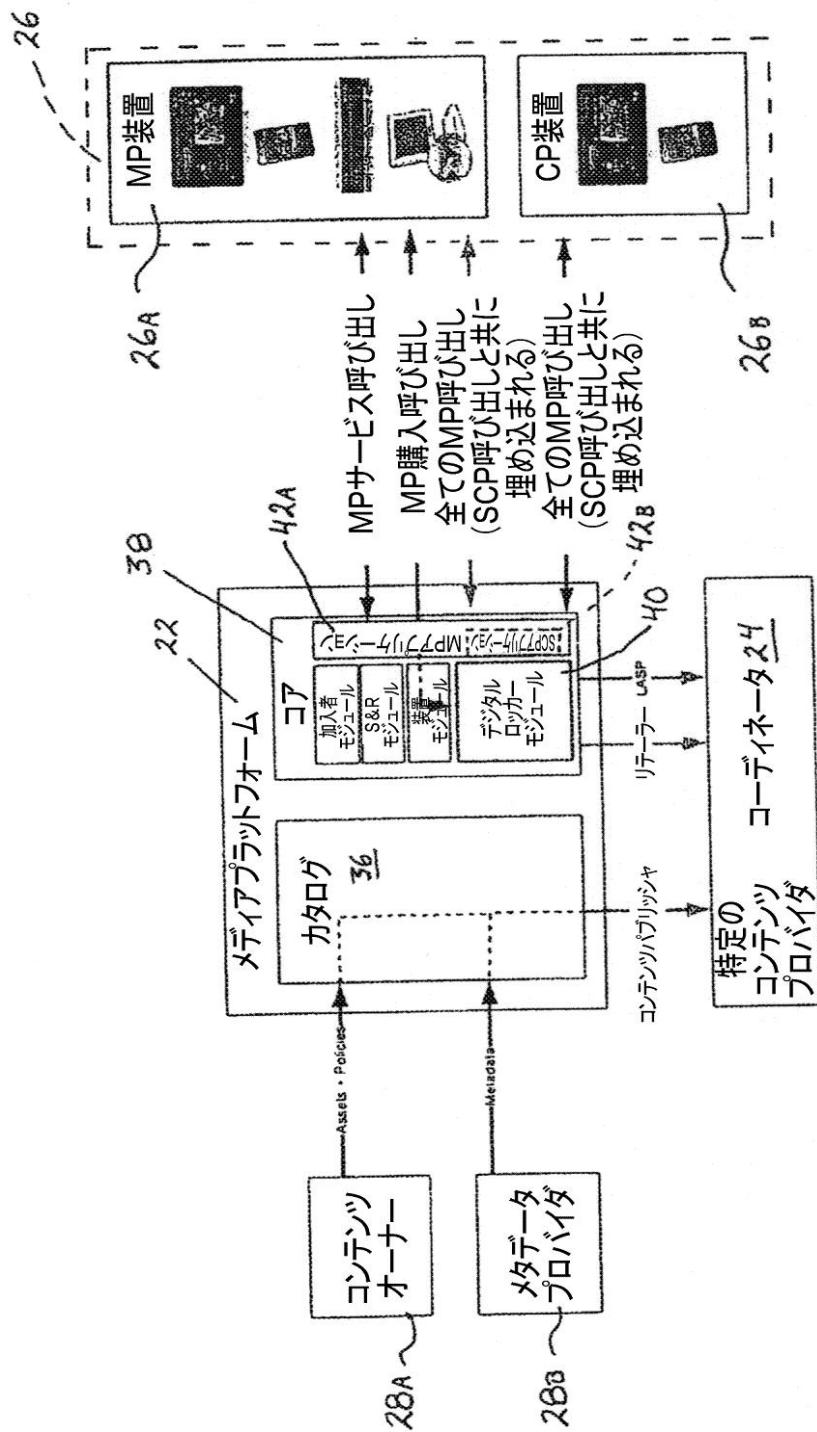
【図3】



【図5】



【図 6】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No PCT/US2012/071691
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. H04N21/2547 H04N21/254 H04N21/258 H04N21/2665 G06Q30/06 G06F21/10		
ADD. According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) H04N G06Q G06F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, WPI Data		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2010/299264 A1 (BERGER RICHARD [US] ET AL) 25 November 2010 (2010-11-25) abstract; figures 1, 3, 4 paragraph [0021] - paragraph [0026] paragraph [0038] - paragraph [0061] paragraph [0054] - paragraph [0058] paragraph [0068] - paragraph [0069] paragraph [0079] ----- US 2004/024652 A1 (BUHSE WILLMS [DE] ET AL) 5 February 2004 (2004-02-05) abstract; figures 1,6A -----	1-16
Y		1-16 -/-
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents : "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		
T later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 8 March 2013		Date of mailing of the international search report 19/03/2013
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Kopilovic, Ivan

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2012/071691

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	<p>"UltraViolet Technical Specifications - System Specification Version 1.0.2", 11 October 2011 (2011-10-11), XP055055479, http://www.uvvu.com Retrieved from the Internet: URL:http://www.uvvu.com/docs/public/Archive/Tech_Specs_Package-public.zip.old [retrieved on 2013-03-06] page 26; figure 2 page 58 - page 60; figures 8, 9 page 94 - page 96; figure 23 -----</p>	1-16

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No

PCT/US2012/071691

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)		Publication date
US 2010299264	A1 25-11-2010	CN	101855648 A	06-10-2010
		EP	2201517 A2	30-06-2010
		JP	5061242 B2	31-10-2012
		JP	2010539607 A	16-12-2010
		KR	20100066550 A	17-06-2010
		KR	20120091473 A	17-08-2012
		US	2010299264 A1	25-11-2010
		US	2012222096 A1	30-08-2012
		WO	2009036381 A2	19-03-2009
<hr/>				
US 2004024652	A1 05-02-2004	AU	2003257009 A1	16-02-2004
		US	2004024652 A1	05-02-2004
		WO	2004012059 A2	05-02-2004
<hr/>				

フロントページの続き

(81) 指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,R,S,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC

F ターム(参考) 5C164 FA06 MB34S PA22 SB30S SB41S SC02S SC11P SC31S UD46P YA08
YA14